

後発医薬品（ジェネリック医薬品） の使用推進について

厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、
当院においても後発医薬品の使用に積極的に取
り組んでいます。

後発医薬品の採用にあたっては、品質確保、
十分な情報提供、安全供給など、当院の定める
条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用して
おります。

当院においては、医薬品の供給が不足した場
合には治療計画の見直し、処方変更、メーカー
変更等により対応する体制を整備しております。
変更の際にはその旨を説明させていただきます。

ご理解とご協力をお願いいたします。

令和7年4月1日